

第188回（平成29年11月26日施行）

### 3級商業簿記

#### 第1問

本問は、企業で通常行われる取引をどのように仕訳するかについての基礎的な理解を問う問題です。

1. 借り入れた金額は、将来返済しなければならない債務の増加として、貸方に借入金勘定で記入します。
2. 商品を仕入れた際、税抜方式の場合、その税額分を仮払消費税勘定（資産）で記帳します。買掛金は、仕入額と消費税額の合計で記帳します。
3. 商品を掛けで仕入れた際、貸方に記入された買掛金の金額は、将来支払わなければならない債務額の増加を意味します。本問の仕訳は、その買掛金を減少させる際の仕訳です。
4. 全国共通商品券は、その商品券を販売した機関（店）にとっては、「商品券」（負債）ですが、販売店以外の店にとっては「他店商品券」勘定（資産）になります。
5. 事務用整理棚は、販売目的に購入したものではなく、使用目的で購入したものであるため備品勘定で記帳します。商品を購入して代金は後日支払う場合に用いる買掛金勘定（負債）とは区別して、未払金勘定は、商品以外を購入して代金を後日支払う場合に用います。
6. 源泉徴収された所得税額の金額分は、本来の負担者である従業員から企業が預かって、後に納税することになりますので、所得税預り金勘定（負債）で処理します。
7. 旅費等を概算で先払いした際の仕訳です。勘定科目、または金額が未確定の場合の支払には、仮払金勘定で処理します。

#### 第2問

期首貸借対照表から損益計算書を経て期末貸借対照表に至る会計の構造を問う問題です。貸借対照表に収容される資産と負債、純資産（資本）の関係、損益計算書に収容される収益、費用、そしてそれらと当期純利益との関係についての理解を問う問題です。

「資産－負債＝純資産（資本）」という貸借対照表に関する計算式

「収益－費用＝当期純利益」という損益計算書に関する計算式

「期末純資産（資本）－期首純資産（資本）＝当期純利益」という計算式

上記の算式を用いれば計算できます。

#### 第3問

補助簿は、総勘定元帳のうち、ある特定の勘定の内訳明細を管理する目的で作成されます。また、補助簿と総勘定元帳との突合せ（照合）で両者の記帳に誤りがないかを検証することも可能になります。

平成29年10月20日の取引は、買掛金の増加を伴う仕入ですから、仕入帳と仕入先（買掛金）元帳の両方に記帳することになります。

平成29年10月25日の取引は、買掛金を支払っていますから、仕入先（買掛金）元帳に記帳することになります。10月25日には商品を仕入れてはいないので、仕入帳に記入すべき内容はありません。

#### 第4問

本問は、補助簿である小口現金出納帳の記帳を問う問題です。プリンターインク代とコピー用紙代は消耗品費、郵便切手代は通信費、タクシー代は交通費、菓子代は雑費として処理します。

#### 第5問

本問は、精算表の作成を通じて、主として決算整理の理解を問う問題です。

1. 商品売買取引の決算整理では、商品の期首棚卸高（残高試算表欄の繰越商品勘定の金額）を仕入勘定に振り替える（仕入勘定の借方と繰越商品勘定の貸方に記入する）とともに、期末棚卸高を繰越商品勘定に振り替えます（繰越商品勘定の借方と仕入勘定の貸方に記入します）。この2つの振替えにより、残高試算表欄と修正記入欄の金額を合わせた仕入勘定の残高（貸借差額）は、売上原価を示すことになります。
2. 貸し倒れの見積もりについては、売掛金の残高に1.0%を乗じた金額が、決算整理後の貸倒引当金の金額となるようにします。この問題では差額補充法による処理が求められているため、残高試算表の貸倒引当金の金額と決算整理後の金額との差額を貸倒引当金繰入（費用の勘定）として処理します。
3. 備品の減価償却については、「取得原価－残存価額」を耐用年数の5年で除した金額が、1年分の減価償却費の金額です。したがって、1年分の減価償却費は、次の算式により計算されます。  
減価償却費：(取得原価¥2,500,000－残存価額0) ÷ 5年＝減価償却費¥500,000
4. 消耗品については、実際に使用（消費）した分を当期の費用として処理し、未使用分は次期以降に使用されますので、当期の費用とせず資産として次期に繰り越します。本問では、消耗品の購入時に消耗品費勘定（費用の勘定）で処理する方法が採用されていることから、消耗品の未使用分である¥26,000を消耗品費勘定（費用の勘定）から消耗品勘定（資産の勘定）に振り替えます。
5. 給料が月給で支給される場合には、前払ではなく、実際の労働日より遅れて後払いで支給されることが一般的です。当期の損益計算を適正に行うためには、給料の金額に当期に計上されるべき給料の未払分を追加する必要があります。したがって、給料の未払分である¥78,000を給料勘定に追加計上するとともに、同額を未払給料勘定（負債の勘定）に計上します。
6. オフィスの賃貸の場合には、後払いではなく、実際の使用期間に先行して家賃の前払いが行われることが一般的です。当期の損益計算を適正に行うためには、支払家賃の金額に含まれている家賃の前払分は控除されなければなりません。したがって、家賃の前払分である¥50,000を支払家賃勘定から前払家賃勘定（資産の勘定）に振り替えます。